

# でんき割規約

株式会社CAC



# でんき割規約

## 第1条 (本規約の適用)

1. 株式会社CAC（以下「CAC」という。）は、このでんき割規約（以下「本規約」という。）に基づき、でんき割（以下「本割引」という。）を提供します。
2. CACが行うサービスを受けるもの（以下「加入者」という。）に対し随時通知する追加規定（以下「個別規定等」という。）は、本規約の一部を構成するものとし、本規約と個別規定等との内容が異なる場合には、個別規定等が本規約に優先して適用されるものとしします。

## 第2条 (本割引の概要)

本割引は、ケーブルプラスでんき需給約款により提供されるでんき供給等のサービス（以下「ケーブルプラスでんき」という。）および第3条（本割引の適用条件）第1項5号に定めるCACが提供するサービス（以下「対象サービス」という。）を組み合わせる利用する場合に、本規約に定めるところによりケーブルプラスでんきの電気料金に応じた割引を行うことをその内容とします。なお、本割引は、対象サービスのご請求料金の合計額より減算することにより行います。

## 第3条 (本割引の適用条件)

1. CACは、以下の条件の全てを満たした場合、本割引を行うものとしします。
  - ①ケーブルプラスでんきの電気料金請求発生月に、対象サービスの料金の請求があること。
  - ②ケーブルプラスでんきおよびご契約の対象サービスを同一住所で契約していること。
  - ③1枚のクレジットカードで、CACが請求する全ての支払いを行うこと。
  - ④CACの利用料金を半年払いもしくは年間払いでお支払いいただいている場合、月払いへの変更を行うこと。
  - ⑤以下の対象サービスのいずれかを契約していること。
    - ・CAC-LIFE
    - ・CAC-TV（CAC加入アパート・マンションを除く。）
    - ・CAC-STB
    - ・CAC-MOBILE LTE
    - ・CAC-NET（スタンダードコース・光30Mコース以上）
    - ・ケーブルプラス電話
  - ⑥ケーブルプラスでんきおよび対象サービスのうちいずれかのサービスの、ケーブルプラスでんきの利用開始日から起算して1年間以上のご利用をお約束いただけること。
2. CACは、前項の規定にかかわらず、CACの業務の遂行上支障があるときまたはその他CACが不相当と判断したときは、本割引の適用条件外とします。

## 第4条 (申し込みの承諾)

1. 本割引の適用を希望する者は、本規約を承諾のうえ、ケーブルプラスでんき利用規約第3条に定める方法にてCACに申し込みを行うものとしします。
2. CACは、前項の申し込みが第3条（本割引の適用条件）に定める条件の全てを満たす場合、これを承諾するものとし、かかる承諾の日において、CACと加入者の間で本割引の適用を受けるための契約（以下「本件契約」という。）が成立するものとしします。
3. CACは、前項の規定にかかわらず、CACの業務の遂行上支障があるときまたはその他CACが不相当と判断したときは、申し込みを承諾しないものとしします。

## 第5条 (本割引の金額)

1. CACは前条にしたがって本件契約が成立した場合、次項の定めにしたがい本割引の金額を算出します。
2. CACは、ケーブルプラスでんき需給約款に定める料金の算定期間におけるケーブルプラスでんきの料金のうち燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、消費税および地方消費税相当額を除いた額（以下「本件対象額」という。）に応じて、本件対象額に下表の割引率を乗じることにより本割引の金額を算出します。

本件対象額	割引率
5,000円未満	1%
5,000円以上	5%

3. 前項に定める本件対象額、割引率および算出方法は加入者への通知をすることで変更できるもの  
とします。
4. 本割引の金額の上限は加入者が契約する対象サービスの料金の合計金額とします。

#### 第6条 (本件契約の終了)

1. 本件契約は、加入者からCACへ申し出ることにより、本件契約を解約できるものとします。
2. 本件契約は、次の各号のいずれかに該当した場合、自動的に終了するものとします。
  - ①加入者が契約するケーブルプラスでんき契約が終了したとき。
  - ②加入者が契約する対象サービスの全ての契約が終了したとき。
  - ③第3条(本割引の適用条件)を満たさなくなったとき。
3. CACの業務の遂行上支障があるときまたはその他CACが不適当と判断したときは本件契約を  
解除できるものとします。
4. 第3条(本割引の適用条件)第1項6号に定める期間を経過せずに本件契約を終了する場合、本  
割引の解除料として2,000円(不課税)をお支払いいただきます。

#### 第7条 (損害賠償)

CACは、本件契約に関して加入者に生じた損害について、損害が発生した月に発生した本割引  
の金額を上限として当該損害を賠償するものとします。

#### 第8条 (権利義務の譲渡禁止)

加入者は、あらかじめCACの承諾を得た場合を除き、本件契約に係る権利義務の全部または一  
部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものとします。

#### 第9条 (加入者に関する情報の利用)

CACが保有する個人情報等の取り扱いは、CACが別に定める「個人情報保護に関する規定」  
に定めます。

#### 第10条 (本規約の改定)

1. CACは、CACの提供するサービス内容の変更、社会情勢の変動により本規約を改定するこ  
とがあります。なお、本規約が改定されたときは、以後の契約条件は新しい本規約によるものとし  
ます。
2. CACが別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

#### 第11条 (協議、管轄裁判所)

1. この規約に定めのない事項、あるいは疑義が生じた場合は、誠意をもって協議のうえ、解決にあ  
たるものとします。
2. 本規約は、日本法に準拠して解釈されるものとし、CACの提供するサービス内容に関連して訴  
訟の必要が生じた場合には、CACの本店所在地を管轄する地方裁判所を第1審の専属的合意管  
轄裁判所とするものとします。

#### 附 則

1. CACは特に必要があるときには、本規約に特約を付することができるものとします。
2. 本規約に記載の金額は特別な表記が無い限り全て税抜です。
3. この本規約は2016年10月 1日より施行します。

改 定 2019年10月01日